

公開による意見の聴取（公聴会）開催のお知らせ

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を開催します。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十五年七月二十二日

東京都知事 猪瀬直樹

- 一 公聴会を行う日時 平成二十五年七月三十日（火曜日）午後二時から
- 二 公聴会を行う場所 東京都庁第一本庁舎二十五階 一一四会議室  
（JR線、地下鉄等 新宿駅から徒歩約十五分）  
（地下鉄 都庁前駅から徒歩約五分）
- 三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査係  
新宿区西新宿二丁目八番一号（第二本庁舎三階）  
電話〇三（五三八八）三三三四
- 四 公聴会を行う理由 左記の建築許可をするため

記

建築主	世田谷区玉川二丁目二十四番一号
住所氏名	二子玉川東第二地区市街地再開発組合
建築敷地	世田谷区玉川一丁目七十二番一ほか
地域地区	第一種住居地域、近隣商業地域、防火地域及び二子玉川東地区地区計画
申請の概要	
工事種別	新築
及び用途	事務所、物販店舗、映画館、ホテル、フィットネスクラブ、飲食店、集会場、防災備蓄倉庫、自動車車庫及び自転車駐車場
敷地面積	約二八、〇八三平方メートル
建築面積	約二二、四六七平方メートル
延べ面積	約一五七、〇二〇平方メートル
構造及び階数	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造 地上三十階地下二階建てほか
高さ	一三七・〇〇メートル
適用条文	建築基準法第四十八条第五項ただし書